

行政処分（事業用自動車の使用停止処分）について

令和5年12月1日

伊丹市交通局

令和5年6月8日（木）、終点地において乗務員が車内を十分に確認せず、乗客1名を車内に取り残したまま回送運行した事案について、本日、国土交通省近畿運輸局より行政処分を受けました。

お客様をはじめ、関係者の皆様に多大なご不安とご迷惑をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げますとともに、本事案を厳粛に受け止め、適切な運行の確保に取り組んで参ります。

記

（1）処分の内容

道路運送法第40条に基づく事業用自動車の使用停止処分
車両の使用停止処分10日間（3両2日間と1両4日間）

（2）処分の原因となる事実

国土交通省告示で定められた乗務員に対する指導及び監督が一部不適切であったため。（運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切（再違反）】）

（3）当該処分に基づき講ずる措置

乗務員に対する教育及び指導監督を適切に実施し、再発防止に取り組んで参ります。

問合せ先：伊丹市交通局 運輸サービス課 電話番号：072-781-3751 FAX 番号：072-781-4983
